

会長	副会長	作成
		

1. 開催日時等

- ① 日時 : 令和6年2月4日(日)10:00~12:20
- ② 場所 : 2階大ホール
- ③ 出席者: 久保田会長、副会長、地区長(藤田地区長欠席)、理事(田村理事欠席)
- ④ 議長: 久保田会長

2. 会長挨拶・報告(久保田会長) 添付資料①「令和5年度2月 会長報告」を参照のこと。

3. 審議(決議、検討、確認、連絡、報告)事項

- (1) 自治会未加入者(以下非会員という)からの生活環境維持管理費の徴収について(久保田会長)

ごみステーション使用料(300円/月)と防犯街灯電気代、公園、道路等の環境維持費、防犯・防災活動等の費用負担として(200円/月)を生活環境維持費として非会員から徴収することで、桜台地区に居住する住民の公平な生活環境維持の負担をめざし検討した結果を説明し、了解を得た。上記、金額は少ないという意見もあり今後さらに検討することとし、法廷闘争も視野に法律専門家に意見を聞くこととした。

添付資料②、「安心安全清潔な街づくりを目指して」を参照のこと。
- (2) 月次決算報告(桐田副会長)

予算執行は順調に推移している。今年度は収入と支出のバランスを取るために102万円の前年度繰越金を受け入れていたが、各担当の支出節減活動で収支バランスは黒字に推移している。
- (3) 班統合調査結果(片桐副会長)

調査結果、班統合を希望する班は13班であった。班を統合すれば班の構成人数が増えて班長をやる人は増えるが、大きくなりすぎて班長業務(募金の集金、緊急連絡、防犯班長としての対応、回覧の2系統化等)が大変になることも考えられることから、班統合の要望のあった2丁目8班のみの対応とさせていただいた。結論としては、班統合は行わず公園清掃の人数確保のために公園清掃当番を2班で行うように計画することにした。調査によれば班長可能人数が3人、4人という班も出てきており、このような班は個別の要望に応じて対応することとした。

<提案>(4丁目長嶋理事):公園清掃は土曜日で日曜日は予備日になっているが、土曜日は働いている人もいるので、日曜日にして予備日は次回日曜日にしたらどうか。(総務副会長が検討)

<提案>(久保田会長):理事選出では、会則の解釈の違いでローカルルールが存在し混乱しているので、きちんとした理解に繋げるために整理したい。(総務副会長が見解作成)
- (4) 次期役員の選出状況(片桐副会長)

次年度は、会長、副会長4人は留任、地区長は4丁目地区長が永宗氏から長島氏に変更以外は留任で、次年度常務役員の選出は無事終了した。

(5) 防災勉強会の企画について

昨年度末、有秋南小校区の地区防災計画が市原市で承認され、所属する各自治会・町会で防災活動の見直し強化が行われますが、本年1月1日に発生した能登半島地震の窮状を見るにつけ、避難所中心の公助はもとより、電気、水道、ガスのインフラ崩壊時の在宅避難についても関心が集まってきています。9割の人が該当すると言われる在宅避難においては、家庭内備蓄、家具固定、初期避難活動等の自助、近所の助け合いの近助、自治会における共助の重要性が浮き上がってきています。

添付資料③、「防災勉強会の企画について」のように防災勉強会を企画し、了承された。

4. 専門部報告

(1) 防災部

①1丁目防災倉庫の屋根の修理を3回に分けて実施し終了した。

②長年第8分団(深城)から消防団入団の誘いがあり、今年桜台自治会の役員から2人が応募している。

(2) 広報部

桜台だより3月号を計画している。空き家問題、バス料金の優待制度等を取り上げたい。

5. 地区長、副会長報告

(1) 1丁目鈴木副会長

1丁目の防災倉庫を避難集合場所の近くの中央公園移転について検討したい。(1丁目副会長、地区長が要検討)

(2) 2丁目秋元地区長

① 防災倉庫に保管している資機材の数のチェックは行っているが、例えばハンドスピーカーの電池や水用のポリ袋の性能などは本当に使えるかどうかの性能確認を行ってほしい。(防災部で要検討)

② 「防犯パトロール中」という立て看板が随所にあるが、字が薄れてきている誰が管理しているのか。(防犯部で要検討)

③ また、ごみを出すルールを守らない人が多くて困っている。今後問題が出た場合、購入済の監視カメラの試行運用で抜本的問題解決を目指したい。

6. 次回役員会予定

(1)常務役員会 3月3日(日) 9:00~10:00 (2)本部役員会 3月3日(日) 10:00~12:00

7. 添付資料

① 令和5年度2月 会長報告

② 安心安全清潔な街づくりを目指して

③ 防災勉強会の企画について

以上

令和5年度 2月 会長報告 (2月4日)

会長挨拶

元日に発生した能登半島大地震は、日を追うごとにその被害の甚大さ・悲惨さが判明し、倒壊家・道路の寸断・山津波・地盤の隆起による港の壊滅等々、想像を絶する現状を目の当たりにしました。また、被災者の皆様は厳寒の中、体育館等へ避難しプライバシーも無く・暖房もまともに無い苦難の生活を強いられています。このような能登の被災者の皆様へ桜台自治会員の善意がスピーディーにお届けできるよう、1月9日有秋市役所を經由して日本赤十字社へ10万円の義援金を寄付いたしました。

桜台自治会役員の任期も残すところ2か月を切っているところです。必要により地区役員会の開催、新役員への引継ぎ、ノウハウの伝承等よろしくお願いします。

I. 令和6年1月8日～令和6年2月3日の自治会・関係団体の行事関係

1. 1/16 (火) 有秋南小学校区安心安全NW会議 (桜台自治会館)・・・久保田、桐田副会長出席
 - (1) 各町会活動報告 (桜台、天羽田、椎の木台、深城、みどり)
各町会とも、次期役員選出に向けて動き出している
 - (2) 有秋南小学校 (稲富校長、高橋教頭)
 - ・インフルエンザが蔓延しており2クラスが学級閉鎖
 - ・2/22 (木) ありがとう集会開催予定 (ボランティアグループ対象)
 - ・3/15 (金) 卒業式、4/10 (水) 入学式を計画
 - ・1/27 (土) 学級参観及び評議委員会開催
2. 1/20 (土) 第56回市原市町会長大会開催 (市民会館大ホール)・・・久保田出席
 - (1) 前自治会長 星野勝弘氏が永年勤続で顕彰を受ける (有秋地区より3名が顕彰された)
星野様へは後日、桜台自治会より粗品と表彰状を贈呈した
 - (2) 大会終了後、有秋地区町会長主催の祝賀会が開催された
3. 1/22 (月) 令和5年度自治会・町内会講座開催 (国立利根川記念センター)・・・桐田副会長受講
 - (1) テーマ: 持続可能な自治会・町内会
 - (2) ワールドカフェ: 自治会・町内会の悩みを語ろう
4. 1/25 (木) 有秋地区社会福祉協議会理事会開催 (有秋公民館)・・・久保田出席
 - (1) 定期総会までの日程
 - (2) 事業経過報告・第4四半期活動計画
 - (3) 令和5年度事業報告の確認
 - (4) 令和6年度事業計画(案)の確認
 - その他
5. 1/27 (土) 有秋南小学校評議委員会開催 (有秋南小学校)・・・久保田出席
 - (1) 学習参観
 - (2) 学校評価アンケートの結果<教職員・保護者・高学年・低学年>
 - (3) 来年度の学校評議委員について

II. トピックス

1. 1/9 (火) 能登半島地震被災者へ義援金10万円を寄付
有秋支所経由で日本赤十字社へ寄付

2. 1月/中旬～下旬 自治会館1階和室の食器棚に耐震固定を自前工事で実施(秋元副会長)
今後、冷蔵庫の耐震固定・事務室入口の廊下に設置してある食器棚・冷蔵庫も順次行う予定
3. 1/24(水) ごみステーション使用のルール違反・不法投棄対策用監視カメラ購入
1月の本部役員会議で問題となったごみ出しルール違反・不法投棄者への警告用として購入した。問題の多いごみステーションに試験的に設置して効果を検証する。
尚、監視カメラの運用については「桜台自治会館内、防犯カメラ管理運用マニュアル」に準ずる
4. 1/30(火) クリエイトエス・ディー(株)様より、桜台店舗の工事進捗状況について回答を頂く
(1) 店舗の開店時期について
1/29(月) クリエイトエス・ディー(株)様へ桜台店舗の開店時期についてメールで問い合わせ
1/30(火)の回答では、11月に施工の不備が見つかり現在第三者機関へ調査を依頼し、是正工事方法について話し合いをしているとのこと。店舗の開店時期については触れられていない。
尚、福田市議会議員の情報では、開店は6月頃となっている
(2) クリニックの併設について
今のところ予定はない。今後、開業を希望するドクターが出てきたら具体的に検討するとのこと
5. 1月下旬 桜台自治ホームページ閲覧者から(他市在住者)からアドバイスを受ける
桜台団地内バス料金のワンコイン化が困難のようなら、〈ノーカーサポート優待証制度〉(65歳以上の運転免許証返納者へのバス料金半額制度)、〈環境定期券制度〉(日東バスのみ対象、定期券保有者と家族が土・日・祝に利用した場合、1乗車区間100円均一)を周知してはどうか
(1) 対象バス会社・・・①日東交通 ②小湊バス
(2) 優待証発行場所・・・①日東バス⇒木更津駅西口旧そごうビル内、②小湊バス⇒姉崎車庫
尚、木更津駅西口旧そごうビル内は両社の事務所があるので、両社の優待証を申請するのに便利
(3) 千葉県警察ホームページには免許証返納者への各種優待制度が見られるので確認してください

Ⅲ. 転入・転出(1月末現在)

	1丁目	2丁目	3丁目	4丁目	1月末世帯数
前月世帯数	218	403	319	243	1183
転入	—	—	—	—	
転出	—	—	—	—	
今月世帯数	218	403	319	243	

Ⅳ. 会長への手紙⇒自治会員の声

No	月日	連絡	地域	内 容	対応状況
1	1/16	口頭	4丁目	①隣りの空き家で雑草が伸び放題のためタバコのポイステ等で火災の危険 ②道路標示のペンキが薄れて見えない箇所が多い	1/16 市役所住宅課へ家主へ連絡するよう依頼するが時間を要するため、緊急避難と判断して自治会役員有志が除草を実施。1/17 市役所住宅課と協議して、今後の対応方法を取り決め、除草依頼連絡票のパターン化を行った。(無断で敷地内へ立ち入ることは避け市より家主へ除草を依頼するか、有料の除草を案内する) ②昨年、生活環境部で道路標示の不良箇所を調査し、

					市へ依頼済である旨を知らせる
2	1/19	文書	4丁目	桜台調整池（深城池）にソーラー電池設備を設置してSDGsに貢献し、有秋地区全体をリノベーションしてはどうか。	自治会の活動としては規模が大きすぎて対応が難しい。カーボンニュートラルの達成に寄与できる発想なので、今後折をみて、①市長と語ろう未来創生ミーティング、②町会長連合会SDGs部会等で住民の声として上げて行きたい。

V、審議<決議、検討・確認>事項

1. 自治会未加入者（以下、非加入者と言う）からの生活環境維持管理費の徴収について（検討事項）
 桜台自治会では従来より、非会員の方へもごみステーションの利用を黙認していましたが良好な生活環境を維持管理・運用（防災活動・防犯活動・公園清掃・道路清掃等を含む）していくための費用分担を非会員へ求めることを検討する。

2. 月次決算報告（桐田副会長）

3. 班統合調査結果報告（片桐副会長）

4. 次期役員の選出状況について（片桐副会長）

5. 各専門部より活動状況報告

(1) イベント企画部

(5) 防犯部

(2) 文化体育部

(6) 生活環境部

(3) 防災部

(7) 広報部

(4) 福祉部


6. 地区長報告

7. 副会長報告

次回の開催予定日 3月3日(日) 10時より



はじめに




桜台地区は自治会員世帯1183戸、自治会未加入世帯49戸（以下、非会員と云う）の合計1232世帯で構成されている（令和6年1月現在）。

ごみステーションは、従来から慣例により無料で非会員の方も利用できるようにしている。

最近ごみ出しルールを守らない人・マナー違反の人が増えてきており、都度自治会役員が適切な処理を行い対応しているため役員の負担が増加している。


これは市からの周知・回覧等が回らない非会員が増加傾向にあることも一因として想定される。



またごみステーションの維持管理・運用経費負担等で、非会員へも相応の負担を求めるべきとの意見も多数出ている。

ごみステーションに限らず、防犯灯の電気料金、公園・道路の清掃・防災に係る費用等々を含めて費用負担全体の公正について考察し次のとおり検討した。

桜台地区ごみステーションの歴史 1/2



- ごみステーションは50ヶ所あり、開発当時の宅地造成会社がごみステーションの施設（土地、ブロック塀、金網）を市原市に寄贈し、敷地は市原市の所有になっている。
- その後桜台自治会は市にごみステーションを申請し、その維持管理・運用を市原市より委ねられ自主的に行ってきた。今までブロック塀と金網の大規模修理1回、さらにガラス・猫等の対策でネットとそれを支える鉄パイプ等を設置し、その修理を実施してきた。

桜台地区ごみステーションの歴史 2/2

- ・小規模修理は、利用者の中からボランティアを募り、修繕計画書（修繕箇所・方法・予算・実施者等）を事前に提出していただき、費用負担も自治会で行っている
- ・また、来るべき大規模修理に備えて修繕金の積立も行っている
- ・ごみステーションは本来、自治会員が利用する前提で申請したものであり、その利用は自治会に限定されるものであるが、ごみステーションの公共性から非会員へもその利用を認めている



自治会員の不満 1/2

- ・非会員が無償でごみステーションを利用しているのは不公平感が大きい。
- ・非会員は地域の環境維持活動や、防犯・防災活動等に参加せず又、防犯灯の電気料金も支払わず安心安全な生活環境を享受しているのは不公平である。
- ・大規模災害が発生した場合は、地域全体で助け合わなければならないことが十分想定されながら自治会活動に参加しないのは問題である。
- ・自治会員の生活環境維持活動等は桜台全体の資産価値を高めており、非会員の方にも理解してもらいたい。



自治会員の不満 2/2

- ・災害が起こった時や不慮の事件や事故が起こった時は、自治会員非会員に拘わらず助け合って生き延びなければならないことが十分想定されていることを理解させるべき。（困った時だけ助けては虫が良すぎる！）
- ・ごみステーションの利用料と快適な生活環境を共有するため非会員より共益費を徴収すべき。



ごみステーションに係わる市原市の考え方

- ・市ではごみステーションの基本ルール（回収日・回収回数・分別等）を定めるが、維持管理・運用は自治会に委ねている。
- ・自治会等で定めたルールに（維持管理費の支払い・清掃当番等）従えない非会員が、一定以上集まり市へ申請して許可されれば新しいごみステーションを設置することはできる。但し、ごみステーションの維持管理は申請者が行うこととなる。（使用開始は申請から約3週間程度必要）
- ・少数だが個人で民間のごみ収集廃棄業者に依頼している人もいる。（費用は1回の収集廃棄で600円程度と聞いている）



考察結果

- ・ 非会員より「ごみステーションの利用」並びに「安心安全・快適な生活環境を維持」するための維持協力を徴取ものとする。
維持協力量額は6,000円/年（ごみステーション利用3,000円/毎月
環境維持費2,000円/毎月）⇒金額異検討
- ・ 維持協力の支払いを拒否した非会員は、ごみステーションの利用を差し止め、市へ自前のごみ集積場の申請をしてもらう。
- ・ 自治会員・非会員双方の幸せと安心安全の街づくりの観点からも、全住民が自治会員になることが理想である。



裁判判例に見るごみステーションの利用について

- ・ 自治会が管理していると言っても、ごみステーションの公共性に鑑み、非会員のごみステーション利用を許可しないことは生活権の侵害にあたると判断されている。
- ・ 判例で、ごみステーションの利用を許可しないことの違法性を認めた根拠として「たとへ非会員でも維持管理費などの負担を求めればよく、いざなり利用を一切認めないのは正当化できない」という判断である。



その他留意すべき事項 (非会員向け)

- ・ 非会員から維持協力を徴取する場合、裁判判例を鑑み弁護士へ相談することが必須となる。（市役所で無料の法律相談日がある）
- ・ 最終的には提訴される事態も考慮し腹を据えた覚悟で取り組む
- ・ 非会員の方々とも意見交換を行い理解を求める。
- ・ 本ルールへの適用にあたっては、非会員の方々の事情も考慮して3か月から4か月程度の準備期間を設ける。



その他留意すべき事項 (会員向け)

- ・ 自治会入会者で、一切の役割を拒否している人並びに長期滞納者には会則に定める義務違反で脱会してもらう。非会員になっても年間6,000円の維持協力を徴取する。
- ・ 病気・高齢化等相応の理由で、班長等の役員任務ができないことが班内で多数の了解が得られている場合は、自治会役員（理事、班長）を免除されることは会則で担保されているので、脱会の対象とはならない。



令和6年2月4日

防災勉強会の企画について

発起人:2丁目 土橋康夫

3丁目 桐田勝夫

1. はじめに

令和6年1月1日に発生したマグニチュード7.6の能登半島地震では、想定を超えた被害に見舞われ、避難体制や自助、共助の在り方等にいろいろな課題が明らかになってきていますが、桜台自治会の防災活動をさらに効果的なものにしていくために、防災に対する知識をさらに高め、より実質的、実地的な防災活動にしていく必要があります。

そこで、まず防災に対して正しい知識を持ち具体的な行動に繋げていくために、防災の勉強会を企画したい。

2. 防災勉強会の位置づけ

桜台自治会自主防災会規約第8条(防災計画、事業)2項(2)防災知識の普及に関すること、から、桜台自治会自主防災会の活動と位置付ける。

3. 具体的勉強会の進め方

(1) 勉強会のスローガン “震災で生き抜き、生き延びるためには”

(2) 勉強テーマの決定

- ① 第1回の勉強会は、ブレインストーミングで参加者の防災に対する疑問や関心について提案をしてもらい、優先的に勉強するテーマをリストアップする。
- ② 計画の段階でテーマを固定せず、勉強会の参加者が希望するテーマを次回勉強会のテーマとするという風に、討議を繋いでいく。

(3) 勉強会の形式と活動の広がり

- ① 桜台自治会の会員の中にいる防災知識や防災ボランティア経験の豊富な人に呼び掛けて、防災勉強会のコーディネーターを公募する。2月中に公募する。
コーディネーターは、勉強会のテーマや資料の準備等勉強会の企画・運営を行う。
- ② 勉強会は月1回、第3土曜日10:00～12:00、桜台自治会館2階大ホールで行う。
- ③ 参加者は公募するが、思い立ったら誰でも何時でも参加できるものとする。
- ④ 勉強会の討議内容、結果については回覧で報告し、同時に次回勉強会の予告(期日時間、テーマ等)を行う。また桜台自治会HP等でも紹介する。
- ⑤ 将来の防災マニュアル改訂に結び付ける。

4. 今後の進め方

(1) 令和6年2月度本部役員会で計画の承認をいただく。

(2) 令和6年3月中に第1回勉強会を開催する。

以上